平成２７年（フ）第２９０号
兵庫県姫路市花田町小川577番地１　市営上野住宅８棟819号室
債務者　武田　竜子（旧姓福元）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２９８号
兵庫県高砂市高砂町東宮町168番地の１
債務者　溝口　　繁
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４９２号
広島市中区榎町５番８―304号、申立時の住所広島市中区堺町２丁目４番27―603号
債務者　岡田　公紀
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０号
山口県下関市彦島塩浜町１丁目21番25号
債務者　坂本美千子（旧姓阿多）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
山口県下関市長府外浦町２番16―502号　サンパーク長府オーシャンテラス
債務者　逢坂　広志
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
山口県下関市新垢田東町２丁目３番12―105号　グリッター新垢田
債務者　赤坂　**浩**二
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
山口県下関市竹崎町１丁目７番13号
債務者　篠原　紀文
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
山口県下関市長府中土居本町14番38号
債務者　川内　國雄
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第９２号
山口県下関市秋根南町２丁目６番８号　パナハイツ田尻　204号
債務者　フェイスルネサンスこと　三原マリ子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
愛媛県四国中央市上柏町249―10、住民票上の住所愛媛県四国中央市三島宮川１丁目８番８号、前住所　下柏町13番１　Ｇ―ｓｔａｇｅ四国中央202号
債務者　立花　拓也
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２５号
高知県室戸市吉良川町乙3019番地
債務者　村川　妙子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
高知県室戸市浮津398番地１
債務者　武井　良典
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
福岡県小郡市津古485番地19　ハッピーハイツ津古305号、前住所福岡県筑紫野市俗明院２丁目２番８号　プリメールちくし201号
債務者　吉谷　綾子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１４７号
福岡県久留米市小頭町３番地９　朝日プラザ久留米２　404号、前住所福岡県久留米市大石町377番地８　ドリームハイツ出島101号
債務者　奥村　和夫
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４６号
福岡県田川郡川崎町大字川崎41番地の１　新修団地301―１号
債務者　梅木　清吾
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第４７号
福岡県田川郡川崎町大字川崎41番地の１　新修団地301―１号
債務者　梅木みどり
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第５２号
福岡県田川市大字夏吉1151番地２
債務者　藤原　宏行
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所田川支部